

江府町告示第10号

平成30年 2月27日

江府町長 白 石 祐 治

第3回江府町議会定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成30年 3月 6日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

森 田 哲 也

川 端 登志一

阿 部 朝 親

川 上 富 夫

空 場 語

三 好 晋 也

三 輪 英 男

上 原 二 郎

長 岡 邦 一

川 端 雄 勇

○応招しなかった議員

な し

第3回江府町議会定例会会議録（第1日）

平成30年3月6日（火曜日）

議事日程

平成30年3月6日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第8号 江府町課室設置条例の一部改正について
- 日程第5 議案第9号 江府町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 江府町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第11号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 江府町居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第13号 江府町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第14号 江府町介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第15号 江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第16号 江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第17号 江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第18号 江府町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第15 議案第19号 江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正について
- 日程第16 議案第20号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第17 議案第21号 江府町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第18 議案第22号 江府町道の駅に係る指定管理の指定について
- 日程第19 議案第23号 町道路線の認定について

- 日程第20 議案第24号 平成28年災下蚊屋ダム施設災害復旧工事（201/50）委託変更契約の締結について
- 日程第21 議案第25号 平成29年災第4号町道久連洲河崎線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
- 日程第22 議案第26号 平成30年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第23 議案第27号 平成30年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 平成30年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第25 議案第29号 平成30年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第26 議案第30号 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第27 議案第31号 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）予算
- 日程第28 議案第32号 平成30年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第29 議案第33号 平成30年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第34号 平成30年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第31 議案第35号 平成30年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第36号 平成30年度鳥取県日野郡江府町下水道等事業会計予算
- 日程第33 議案第37号 平成30年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第38号 平成30年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第39号 平成30年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第40号 平成29年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第37 議案第41号 平成29年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第42号 平成29年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）
- 日程第39 議案第43号 平成29年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 日程第40 議案第44号 平成29年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）
- 日程第41 議案第45号 平成29年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

号)

日程第42 議案第46号 平成29年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第43 議案第47号 平成29年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)

日程第44 議案第48号 平成29年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)

日程第45 議案第49号 平成29年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算(第2号)

日程第46 予算特別委員会の設置について

日程第47 陳情書の処理について

出席議員(10名)

1番 森田哲也	2番 川端登志一	3番 阿部朝親
4番 川上富夫	5番 空場語	6番 三好晋也
7番 三輪英男	8番 上原二郎	9番 長岡邦一
10番 川端雄勇		

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 梅林茂樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	影山久志
教育長	富田敦司	総務総括課長	池田健一
会計管理者	矢下慎二	教育課長	川上良文
庁舎・財務担当課長	奥田慎也	農林産業課長	下垣吉正
奥大山まちづくり推進課長	加藤邦樹	福祉保健課長	生田志保
建設課長	小林健治	農林産業課長参事	石原由美子

午前10時00分開会

○議長（川上 富夫君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、平成30年第3回江府町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴者の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上 富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、空場語議員、6番、三好晋也議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川上 富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長からお手元に配付のとおり答申を受けたので、おはかりします。

今期定例会の会期は、本日より3月23日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（川上 富夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、お手元に配付した報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことをご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 12月定例議会以降の行政報告につきましては、お手元に行政報告各課別をお配りしておりますけれども、主な事業についてご報告させていただきます。

資料をおはぐりください、1ページ目でございます。庁舎整備に係る住民説明会の開催ということで、1月28日に防災・情報センターで開催させていただきました。主な内容は、福祉保健課の機能を現在の場所に残すというお話でございますけれども、参加者7名ということで大きなご意見もございませんでした。

2番目でございます、消防出初式を1月6日に例年通り行いました。併せまして、少年消防隊結成式ということで、2月25日に12名の少年団員、これを新たに、県内で2か所だそうなんですけれども結成をしたところでございます。

続きまして、2ページでございます。保健福祉介護のところですが、3項目上がっております。国民健康保険運営協議会、そして介護保険及び地域包括支援センター運営協議会並びに第7期介護保険事業計画策定委員会、そして最後に第5期江府町障害福祉計画策定委員会、それぞれ委員の方にお集まりいただきましてご審議いただいたところでございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。2つ目の項目に、江府町地域公共交通会議の開催というのがございます。これは江府町の特に町営バスの運営についてが中心なんですけれども、ご審議いただく会ですが、この中で実は、町営バスの契約が平成30年度で一旦切れます。そして平成31年度には新たに委託契約を更新するというタイミングに来ておりまして、現在人員の確保というものがかなり難しいという状況にありまして、当たり前になりますとその人件費のアップが料金アップと言いますか、委託費のアップに繋がるということで、この平成30年度にはこの町営バスの運行、例えば土日運行をどうするかとか、そういったことについても検討を進めて行かなければならないなということを考えた次第でございます。

続きまして4ページ、右側でございます。神戸の阪神淡路大震災、これは、定例になりましたけれども、雪の輸送を行いました。併せまして下の方ですけれども、奥大山スキー場開き祭りあるいはこのときに併せて、山の日の記念全国大会の山鐘リレーイベント、これを行ったところで

ございます。1番下の所に第11回笠原地域周辺環境モニタリング委員会というのを開いております。これは毎年開いているんですけども、今回委員の皆さんから出た意見の中で、下蚊屋の区長さんから下蚊屋地区の上水道の井戸の水位、6月末を起点にちょっと下がっている原因は何かというご意見がありまして、それについて原因を究明中でございます。特段大きなことは無いと思うんですけども、そういうご意見がございましたので、原因を究明中でございます。併せまして、下蚊屋ダムの中の大量の黒ボク、アオコこのあたりも問題視されましたので、この辺りについても続けて調査なり検討していくことになると思います。それと委員長さんのほうから岡野農場さんが農薬を使用されているということで、この辺りの農地への影響、因果関係を示す必要があるというご意見をいただきましたので、これも次回の委員会のときには、何らかの提示をしたいというふうに考えております。

めくっていただきまして、5ページでございます。江府町地域農業再生協議会を2月6日に開催いたしました。議案としましては、3つございまして、1つは、平成30年産米の江府町の生産数量の目標、これについてお示しをしたところでございます。2点目です、平成30年度の産地交付金、この取り扱いについてもこの場でお示しをしたところでございます。最後になりますけど3点目として、平成30年度の水田営農の取り組みについてということで、議案で上がっておりますけれども、主なものをご紹介いたしますと、いい米の産地として水稻の作付推進を図るとともに、奥大山プレミアム特裁米でもブランド化を図ることが上がっております。それともう1点、地域での集落営農の組織化・法人化の推進こういったことも今後の取り組みについてということで上がっております。主なものだけですけどもご紹介させていただきます。

併せまして、6ページでございます。とっとり共生の里の活動、これは、御機のほうでサントリーさんと一緒にソバ打ちをやったものでございます。そして下のほうにありますが、農業委員会の視察研修報告会ということで、これは、農業委員さんが色々視察をされた結果の報告、併せてジビエ鹿とか猪の肉をここで調理をされて提供いただきました。なかなか慣れた方がおられまして、結構美味しくいただいたところでございます。

めくっていただきまして、7ページでございます。中ほどですけども、平成30年1月31日から2月13日とありますが、これは、寒波による水道対応ということで第二共同施設なり川筋なり、色々ご迷惑をおかけしたところです。とりあえず復旧はいたしましたけれども、今後もっと気を付けておかなければいけないなというふうに思うところでございます。その下に、平成30年2月13日というのがありますが、日野町江府町日南町衛生施設組合の議会が開かれまして、29年度の補正予算と30年度の予算について審議をしていただいたところでございます。

右側 8 ページでございます。中ほどに江府町西ノ島町の交歓スキー教室、これは、昨年度大雪の為に中止になりましたので、今回は、5年生6年生合同ということで開催をいたしました。例年の行事でございます。

めくっていただきまして、9 ページでございます。2 番目の所に12月24日クリスマスコンサートの開催というのを上げてあります。スギテツさんといってクラシックが好評ではございましたが、この同じ日に米子自動車道の付加車線の設置事業の着工式というのがありまして、江府町が会場で行ったものですから、結構錯綜したので、もうちょっと宣伝が行き届けばよかったのかなと反省をしているところでございます。あとは、通常の例年の行事が書いておりますが、私の所見ではやっぱり江府町の成人式というのは、非常に手作りでいい成人式だなと思っておりますので、これを末永く継続していけたらなと考えているところでございます。

最後10 ページでございます。中ほどに江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする審議会開催と書いてあります。これは、今回条例の改正を提案させていただいておりますけれども、江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正、この内容につきましてこの審議会を開催して審議をしていただいたところでございます。それに沿った内容の今回提案をさせていただいているものでございます。以上、簡単ではございますけれども行政報告とさせていただきます。

○議長（川上 富夫君） ただ今の報告について、質問があればお受けいたします。

ないので、日程第3、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第8号 から 日程第45 議案第49号

○議長（川上 富夫君） 日程第4、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正についてから、日程第45、議案第49号、平成29年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算（第2号）まで、以上、42議案を一括議題といたします。

町長から行財政方針の説明を求めます。

○町長（白石 祐治君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 平成30年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解、ご協力とまちづくりにつきましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

さて、先日閉会した平昌オリンピックは日本選手のメダルラッシュで大いに盛り上がりました。

男子フィギュアスケートの絶対王者として金メダルを取ることを期待され、大会前に怪我をしたにも関わらず、きっちりと金メダルを取った羽生選手を始めとした日本選手団の活躍は、我々に夢と勇気と感動を与えてくれました。国内経済にも少なからず良い影響を与えたようです。

しかしながら、国内経済の全般的な傾向としては、緩やかな景気回復基調が見えている一方で、地方においてはまだその実感は届いておりません。さらに、地方では人口減少等による限界集落が増え、農地の荒廃や集落機能の維持が難しくなりつつあります。これからますます自助・共助・公助の重要性が問われてくると思われまます。

それでは、平成30年度町政運営の基本的な考え方について申し上げます。

本町が目指します3000人の楽しい町を実現するために、私は、3つの大きな柱と仕事を進める上での基本的な考え方を就任以来提唱してきております。

3つの柱とは、安全、安心、健康に暮らせる町、自己実現ができる町、未来に夢が描ける町であり、仕事を進める上での基本的な考え方とは、住民目線、当事者意識、挑戦であります。そして、若手職員による3000人の楽しい町プロジェクトチームの活動やファシリテーター養成講座の開催、新庁舎整備や奥大山スキー場の指定管理、各種事業の見直しなど、重要案件の住民説明会の開催等を通じて住民のみなさんに対する情報提供に努め、これからの江府町を一緒に考えていこうという機運を高めてまいりました。

全職員が全集落に出かけ各集落の将来について話し合う集落総合点検事業は初めての試みでした。まだまだ不手際なところはあったかもしれませんが、約600名の町民の皆さんにご参加いただき、ご要望やご提案を200件以上いただきました。すぐに対応できるものは対応してきました。その後、中学生以上の町民の方を対象に実施させていただいた、町の施策に関するアンケート調査では、約1,800名の皆さんからの回答をいただきました。実に7割近い回答率です。貴重なご意見を取りまとめ検討させていただき、今後の施策につなげていくとともに、来年度はこのアンケート結果をもとに、さらに各集落との話し合いを深めていきたいと思っております。

平成30年度は、こうした取り組みを通して住民の皆さんと行政が情報を共有し、理解しあって、ともに進んでいく協働のまちづくりを大きなテーマとして町政を運営していく所存です。

さて、平成30年度の当初予算でございますが、昨年度と同様に江府町未来計画を指針として編成させていただきました。思いを形に未来につなぐまちづくりを基本理念とし、住民の皆様とともに議論しながら3000人の楽しい町に向けた各種施策に取り組んでまいります。

それでは、それぞれの項目について主な施策をご説明いたします。

1 子どもが健やかで子育てが楽しいまち

保育料の無償化、在宅育児手当、江府いもこ塾、中学生議会を継続し積極的な情報発信に努めます。また、中学3年生を対象に課題解決力を高め、将来江府町で活躍することを期待してアントレプレナーシップスクールを新たに実施します。Uターンを促進するための奨学金制度については、早期実施を念頭に置いた検討を進めます。

2 楽しく年をとれるまち

まず第一に地域包括ケアシステムの確立を目指します。必要な支援を地域の中で包括的に提供するという考え方に基づく地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれています。しかし近年、障がい者や子ども等への支援や、介護と育児を同時に行う等の課題が複合するケースなど高齢者に対する包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースもあり、それらに対応できるようにする必要があります。

次に、健康な人づくりを進める為、従来から住民健診、インフルエンザや肺炎球菌予防接種、保健師・医師等による健康教育、住民グループや職場等との連携による運動活動などを行ってきましたが、今後は地域の課題を把握し、健康な地域づくりにも視点を置いた取り組みに広がっていきます。

3 みんなで考え一人ひとりが輝くまち

昨年度から始めた集落総合点検事業をさらに充実して展開します。具体的には、住民の皆さんからいただいたアンケート調査の結果を活用するとともに、可能な限り私が、日程調整が難しい場合は副町長や教育長が出席して直接住民の皆さんの声を伺います。また、住民の皆さんへの情報提供を充実させるため、従来案件がある時に行っていた住民説明会を毎月定例的に実施します。

4 産業で活力とにぎわいを生み出すまち

江府町農業の目指すべき姿は、現時点では、農地を守り次の世代につなぐことだと思います。そのためには、集落営農のできる集落には、積極的に取り組んでいただけるよう、必要な支援を検討していきます当面は、先行して実施しておられる集落の情報提供や取り組みを検討しておられる集落への相談に応じます。併せて比較的作業に手間がかからないソバ栽培を支援するための乾燥調製施設の整備に対する支援や、町内水田を50a以上借り受け、かつ作付・管理している農業者に対する支援を行います。観光面では、大山開山1300年事業への取り組みと合わせて、奥大山を前面に出したPRを展開していきます。本日から奥大山で育ったブルーベリーをエキスにした奥大山のブルーベリーヨーグリーナ&天然水が全国で販売されることになりました。道の駅奥大山、市民農園カサラファーム、サントリー天然水ブナの森工場、ブル

一ベリー農園などとの連携、地域資源を活用した商品開発、観光ツアー企画、イベント開催など、奥大山・江府町を全国に売り出す好機と捉えています。また、懸案の奥大山スキー場については、指定管理者の導入について結論を出したいと考えています。

5 住んでみたくなるまち、帰って来たくなるまち

町営バスの運行やタクシー利用助成を継続するとともに、新庁舎整備に併せて町内の移動手段の検討を始めます。上水道の安定供給を目指した俣野の第二共同地区整備事業や、川筋地区の公共下水道への統合整備事業を着実に推進します。町営住宅や分譲地などの整備、空き家の利活用や撤去など住宅施策について具体的な検討を進めます。また、きめ細かな移住定住相談や空き家バンクの管理などについては、希望者のニーズに柔軟かつ迅速に対応できる外部団体に委託する予定です。

6 災害に強いまち

地域防災計画の改定を行うとともに、デジタル防災無線の設計に向けた企画案を作成、公表し、平成32年度までに整備できるよう努めます。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した防災情報の提供を検討し、早い段階で試行的に実施します。

7 協働でしっかりと計画的に進むまち

役場新庁舎整備に係る実施設計を行うとともに周辺整備が着実に進められるよう進行管理します。また、新庁舎整備後の旧庁舎の活用、旧小学校の活用、保育園の整備など、将来を見据えた公共施設の配置を検討します。事務事業の見直しについては引き続き実施するとともに、職員研修の充実による職員のスキルアップを進め、行政サービスの向上に努めます。

続きまして、新年度予算の概略について述べさせていただきます。平成30年度一般会計歳入歳出予算総額は、32億6,000万円であります。別途、特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額15億838万6千円、公営企業会計は2会計、歳入歳出予算総額5億285万9千円で、一般会計と合わせますと52億7,124万5千円となります。平成30年度の予算編成にあたりましては、緊急性と優先順位等を考慮しながら江府町未来計画・地方創生総合戦略に明示しております施策を中心に配分いたしております。引き続き、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう更に努力を続けていくことをお誓いし、本議会を通じまして町民皆さんの深いご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。以上、平成30年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算を提案し、関係条例の一部改正をはじめ、平成29年度各会計補正予算など42議案の提案については、各課長の説明をもって提案とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川上 富夫君） 町長の行財政方針説明が終了しました。

日程に従い、議案第 8 号から議案第 25 号までと、議案第 40 号から議案第 49 号までは、順次、所管課長より、議案の詳細説明を求めますが、議案第 26 号から議案第 39 号については、後日、予算特別委員会構成のもとに、当委員会に付託審査の予定になっておりますので詳細説明は省略します。よって、議案第 8 号から議案第 25 号までと、議案第 40 号から議案第 49 号について所管課長の説明を求めます。

池田総務総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。それでは議案第 8 号、江府町課室設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本案は、町長部局の各課の設置並びに事務分掌を定めた課室設置条例につきまして一課を廃止しまして、それに伴い事務分掌の一部を変更するものでございます。1 枚おはぐり下さい、右側に改正前、左側に改正後の事務分掌を明記しております。主な改正点といたしましては、奥大山まちづくり推進課を廃止いたしまして、その業務を総務課、住民課、農林産業課に分散し再編するものでございます。1 ページ第 1 条をご覧ください、改正前の下線部分、奥大山まちづくり推進課を廃止し、6 課から 5 課に課数が 1 減となっております。第 2 条でございます、総務課の業務につきましては、下線（12）地域おこし協力隊に関することから、（15）土地利用計画まで第 4 項目の追加で、主にまちづくり計画等などが追加となっております。住民課につきましては、おはぐりいただきまして、下線（13）新エネルギーから（15）までの 3 項目が追加となっており、直接的な集落、住民支援などが主な業務となっております。農林産業課につきましては、下線（3）商工観光振興に関することから、（10）地域振興（株）までの 8 項目が追加となっており、主に産業振興に関する業務の追加となっております。以上が課室設置条例の一部改正の内容でございます。附則といたしまして、平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、本案につきましては、審議を先議いただきますようによろしく願いいたします。

続きまして、議案第 9 号、江府町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正についてご説明を申し上げます。1 枚おはぐり下さい、本案は、鳥取県の被災者住宅再建支援条例の改正に併せまして、県内の市町村の条例改正を行うもので、改正の目的内容は、平成 28 年 10 月の鳥取中部地震を教訓に助成の対象範囲、建物及び被害の程度など対象とする範囲を拡充するものでございます。改定いたします内容は、まず条例名でございます。江府町被災者住宅再建等支援条例と短く条例名を改正しております。次に目的に関する第 1 条中、自然災害を指定自然災害に改めております。以下も同様でございます。第 2 条定義につきましては、助成の対象となる災害を第 1

条のアからエで明記しておりますけども、対象となる災害を拡充しております。2ページをご覧ください、2号の(2)居宅では助成の対象となる居宅を指定自然災害が発生した日においてその所有者、所有者の3親等以内の親族、賃借人その他これらに準ずる者として町長が定めるものが生活の本拠としていた住宅をいう。ということで助成となる対象者を拡充しております。3ページをご覧ください、第2条に一語を加えまして、(6)で10%以上の一部損壊世帯を新たに助成の対象にするということで追加しております。続きまして、第3条、支援金の交付です。支援金の支払い手続き、スケジュール等に関する事項を第3条では定めております。次4ページをご覧ください。下の方、第4条、支援金の額では、第2項で被災者住宅修繕促進支援金の額は、2万円以下とするというふうに新たに軽微な被害に対する助成を設けております。附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。江府町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてでございます。本案は、鳥取県と県内市町村が共同で構築をいたしました電子申請システムを利用しまして、町の各種サービスにかかります、申請、届け出、その他の手続きをインターネットを通じて出来るようにすることについての必要な事項を定めたものでございます。条文について説明を申し上げます。1枚おはぐりください、第1条、目的におきましては、町民の利便性の向上と行政の手続きの簡素化などということを明記しております。第2条、定義におきましては、文中の用語の意義を説明しております。次、第3条、電子情報処理組織による申請等におきましては、申請等において申請様式等を書類によらず、電磁的記録いわゆるデータで提出が出来るという要件を満たすというような基本的な事項を定めております。おはぐりください、第4条、電子情報処理組織による処分通知におきましては、申請に対します処分通知、結果回答等も書面によらず、電磁的データの送信で可能であるというような内容となっております。続きまして、第5条、電磁的記録による縦覧等につきましては、役場に書類を揃えて縦覧する方法に変えまして、電磁的記録による縦覧ネット等、電子データでの縦覧も可能というような内容となっております。第6条、電磁的記録による作成等におきましては、条例で書面の作成を義務付けているもの、別の定めによりまして電子申請でも可能であるということを定めておるものでございます。続きまして、第7条、適用除外におきましては、検査等の立会いに必要な身分証などは、電磁的な記録では出来ませんので、そういった場合には、この電磁的な記録では適用してないというような例外規定を明記したものでございます。附則におきましては、施行期日を平成30年4月1日からとさせていただきます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 日野尾住民課長。

○住民課長（日野尾 泰司君） 議案第11号、江府町税条例の一部改正について説明をいたします。本議案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、江府町税条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、新旧対照表の右側が改正前、左側が改正後でございます。この度の改正による税条例第36条2の第2項における引用法令の条ずれに対応すべく下線部分の当該箇所を改正するものでございます。附則としましては、この改正は公布の日から施行するものでございます。この内容につきまして、審議の上、承認をお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 生田福祉保健課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） まず、議案第12号、江府町居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。本案は、介護保険料の改正に伴いまして、居宅介護事業所の指定権限が鳥取県から市町村へ移譲されることとなったために、この基準について条例を制定するものです。1枚おはぐりください、指定権限の移行ですので、概要については県のを継承しております。簡単に説明を申し上げます。第1章、総則で第1条から第4条には、この条例の趣旨、基本方針を決めております。次に第2章、第5条、第6条におきましては、人員に関する基準として、担当職員の員数、管理者の設置等を規定しております。第3章の運営に関する基準ということで、第7条から第32条まで規定しております。その中には、計画の内容及び手続の説明、利用申込者の同意、受給資格の確認、申請の援助、指定居宅介護支援の取扱いと方針、また管理者の責務や秘密保持、苦情処理などを規定しております。附則といたしまして、平成30年4月1日より施行するものであります。

続きまして、議案第13号です。江府町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険法の一部改正によって国民健康保険の保険者が鳥取県となることに伴いまして、保険運営について規定した条例の一部を改正するものでございます。1枚おはぐりください、表の右側は改正前、左側が改正後です。改正部分を下線表示しておりますので、その部分のご説明を申し上げます。改正前、第1条の見出し及び条文中に、町が行う国民健康保険とあるものを、改正後、町が行う国民健康保険の事務と改正します。次に第2条の見出し及び条文中の改正前、江府町国民健康保険運営協議会とあるものを江府町の国民健康保険事業の運営に関する協議会と変更するものです。また、同じ条文の第1号から第3号に規定する委員の定数をいずれも4人から3人に改めるものであります。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第14号、江府町介護保険条例の一部改正についてです。本案は、介護保険法に基づき作成する江府町介護保険事業計画が第7期に移行することに伴い、条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、同じく表の右側に改正前、左側に改正後としております。第2条及び第2条第2項の本文中、下線部平成27年度から平成29年度までとあるものを、左側改正後、平成30年度から3年間に改めるものです。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第15号、江府町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険法の改正に伴って、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことを受け、条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください。保険料を徴収すべき被保険者について規定する第3条について、表の右側改正前、法律の条文を引用していたものを改めまして、表の左側改正後、具体的にその条文を追加したものであります。第1号として町に住所を有する者、第2号から5号には住所取得例について規定をいたしております。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第16号です。江府町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、そして議案第17号、江府町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、この2件については、いずれも地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、介護保険法の中の認知症の定義を定める条文に2つの項が追加されたことにより、条ずれに対応するために条例を改定するものであります。議案第16号を1枚おはぐりください、第210条の右側改正前、下線部分第5条の2とあるものを、左側改正後、法第5条の2第1項に改めるものです。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第17号、1枚おはぐりください。同じく右側改正前、第4条の下線部第5条の2とあるのを左側改正後、第5条の2第1項と改めるものです。同じくこの条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第18号、江府町特別医療費助成条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険料の一部改正及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴いまして医療受給者の定義について条例の一部を改正するものであります。1枚おはぐりください、同じく表の右側に改正前、左側に改正後を載せております。まず右側改正前、第2条の第1号中、下

線部、他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者とあるものを、改正後、他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者で、そして第55条第1項又は第2項及び第55条の2とあるものを、改正後第55条及び第55条の2と改めるものです。同じ条の第2号中、改正前町が行う国民健康保険の被保険者とされる者とあるものを、改正後、町の区域内に住所を有するものとみなされる者で改正するものです。最後に、第3号中の改正前、第55条第1項又は第2項とあるものを、改正後、第55条及び第55条の2に改めるものです。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。以上、7議案につきまして地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 川上教育課長。

○教育課長（川上 良文君） 議案第19号、江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正について。本案は、部落差別の解消の推進に関する法律の制定を受け、江府町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部を改正するものでございます。1枚おはぐり下さい、一部改正いたします条文を付けてございます。右側が改正前、左側が改正後です。まず第1条目的でございます、改正する部分に下線を引いておりますが、新しい国の法律の目的及び基本理念に基づき施策を実施すること明記し、追加したものでございます。次に、第4条、町の施策等でございます。第4条の2項に教育の充実に努め、を追加し部落差別の解消のため必要な教育及び啓発に力を入れていくものでございます。続きまして、第5条、実態調査等でございます。改正前には、必要に応じてとしておりましたが、国の法律でも実態調査は必ず行う、努力義務ではないということが明記されていることから、条文に10年に1回の実態調査を行うものとする、但し、必要な場合はその限りではない。とし、10年経過しない場合でも状況に応じ実態調査を行うことができるものを改正するものでございます。最後に、第7条、相談体制の整備を新設するものでございます。町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、町民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、相談者への助言及び国・県及び関係機関と連携した相談者への支援を行なう等、相談体制の整備に努めるものとするものでございます。第8条、第9条につきましては、条ずれによるものでございます。附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 池田総務総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） それでは、議案第20号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください、本案は、本規約により構成する八頭環境施設組合が解散によりまして、削除されることに伴い構成する団体が27団体から26団体に変更になることに対する規約改正の協議となっております。附則といたしまして、平成30年4月1日から施行をいたすものでございます。地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を得たく提案をいたすものでございます。ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 奥田庁舎・財務担当課長。

○庁舎・財務担当課長（奥田 慎也君） 失礼します。議案第21号、江府町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明を申し上げます。これは、新たに1項目を追加する計画変更でございます。1枚おはぐりください、変更のほうですけれども事業内容といたしまして、リサイクルプラザ基幹改良工事、不燃ごみ中間処理施設の大規模な基幹的改良を実施し、延命化を図る事業負担金でございます。鳥取県西部広域行政管理組合のほうに負担金を支払うための過疎計画の変更でございます。ちなみに江府町の負担金割合は、541万1千円となっております。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 加藤奥大山まちづくり推進課長。

○奥大山まちづくり推進課長（加藤 邦樹君） 失礼します。議案第22号、江府町道の駅に係る指定管理の指定についてご説明申し上げます。1枚おはぐりください、本案は、道の駅奥大山の指定管理者の指定期間が今月末で終了するにあたり、新たに指定管理者を指定するものでございます。施設の名称につきましては、江府町道の駅奥大山でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、株式会社奥大山ドリーム 代表取締役 古海修祐。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間となっております。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（川上 富夫君） 続いて小林建設課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案第23号、町道路線の認定についてご説明申し上げます。本案は、国道482号下蚊屋バイパスに伴い、旧国道の管理移管の条件整備工事が終了いたしましたので、地域利用の促進を図りたく新たに道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。1枚おはぐりくださいませ、整理番号は104、新規路線で下蚊屋三号線でございます。1枚おはぐりください、地図をご覧ください、生活路線

となっています下蚊屋地内の旧国道482号を町道下蚊屋三号線といたす延長2,189mの路線でございます。

続きまして、議案第24号、平成28年災下蚊屋ダム施設災害復旧工事(201/50)委託変更契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、工事委託の変更を行うために鳥取県と委託変更契約を締結いたすものでございます。1枚おはぐりください、契約の目的は、委託契約変更でございます。変更後の契約の金額ですが、1億6,241万9,068円。1,611万8,124円の減額でございます。契約の相手方は、鳥取県でございます。なお、この議案につきましては、県議会のほうで2月定例会で3月7日に先議が行われますので、同様に先議をお願いいたすものでございます。

続きまして、議案第25号、平成29年災第4号町道久連洲河崎線道路災害復旧工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。本案は、災害復旧工事の変更を行うため、有限会社浜本組様と工事請負変更契約の締結をいたすものであります。1枚おはぐりください、契約の目的は、工事の請負変更契約でございます。変更後の契約の金額は、6,878万880円。560万880円の増額でございます。契約の相手方は、有限会社浜本組 代表取締役 浜本伸介様でございます。以上、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(川上 富夫君) 奥田庁舎・財務担当課長。

○庁舎・財務担当課長(奥田 慎也君) 議案第40号のご説明を申し上げます。平成29年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第8号)でございます。歳入歳出の総額にそれぞれ664万1千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ34億6,295万円といたすものでございます。第2条といたしまして繰越明許費を記載しております。第3条といたしまして、債務負担行為の補正。同じく第4条に地方債の補正を計上いたしております。1枚おはぐりください、歳入についての補正予算でございます。町税でございます。町民税1,143万円の増額、固定資産税1,529万5千円の増額、軽自動車税45万5千円の増額、地方譲与税、地方揮発譲与税2万2千円の減額、自動車重量譲与税4万9千円の減額、利子割交付金22万1千円の増額、配当割交付金24万7千円の増額、株式等譲渡所得割交付金59万8千円の増額、地方消費税交付金77万7千円の増額、自動車取得税交付金288万円の増額、交通安全対策特別交付金50万円の減額、分担金220万2千円の減額、使用料及び手数料でございます、使用料といたしまして、184万2千円の減額、手数料は9千円の増額でございます。1枚おはぐりください、国庫支出金でございます。国庫負担金721万7千円の減額、国庫補助金183万7千円の増額、県支出金、県負担金640万7千円の減額、県補助金1,300万円の減額、県委託金7万4千円の減額、財

産売払金収入でございます。144万4千円の増額、雑入といたしまして、137万9千円の増額、町債といたしまして、1,190万円の減額、歳入合計が664万1千円の減額でございます。歳出でございます、額の大きいものだけご説明申し上げます。総務費、総務管理費970万円の減額、民生費、社会福祉費764万4千円の増額、衛生費、清掃費756万4千円の減額、農林水産業費、農業費2,136万5千円の減額、土木費、道路橋梁費1,054万7千円の増額、教育費、教育総務費776万3千円の減額、1枚おはぐりください、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費532万4千円の減額、公共土木施設災害復旧費718万2千円の減額でございます。以上、基金の方としまして、847万7千円の増額、予備費といたしまして、2,972万8千円の増額、歳出合計が664万1千円の減額でございます。続きまして、第2表繰越明許費でございます。農林水産業費、林業費、ナラ枯れ駆除委託業務300万円。以下、7件、都合8件でございますけれども、合計8,390万2千円の繰越明許をいたすものでございます。1枚おはぐりください、債務負担行為補正でございます。廃止となるべき補正でございます、江府町地域振興株式会社のスキーリフト建設事業に対するの損失補償、限度額5,066万5千円を廃止をいたすものでございます。新たに追加といたしまして、元地域おこし協力隊訴訟に係る弁護士委任契約でございます。期間は、平成30年度から解決に係る報酬支払の日までということで、損害賠償額を根拠として定める額に準じて協議の上決定する報酬の額ということでございます。また、もう1件追加でございます、江府町地域振興株式会社のスキーリフト建設事業に対するの損失補償でございます。期間は、平成30年から33年まで。限度額は4,086万1千円でございます。続きまして、第4表地方債の補正でございます。災害復旧事業でございます、限度額3,890万円を補正後としまして3,620万円に。また、過疎対策事業1億8,540万円を同じく1億7,620万円に減額。補正されなかった額といたしまして、1億392万3千円でございます。都合、3億2,822万3千円を3億1,632万3千円といたし、1,190万円を減額いたすものでございます。以降、事項別明細書を添付しておりますので、ご審議の上ご承認を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 生田福祉保健課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 議案第41号、平成29年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。本案は、歳入歳出それぞれ1,907万2千円を減額いたし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,931万8千円といたすものであります。1枚おはぐりください、主な項目についてご説明を申し上げます。まず、歳入における主な内容ですが、療養給付費交付金354万4千円の増額、共同事業交付金

1, 331万6千円の減額、国庫支出金1, 785万7千円の減額です。1枚おはぐりください、歳出におきます主な内容は、保険給付費1, 176万6千円の増額、共同事業拠出金1, 127万3千円の減額、歳入歳出いずれも医療費の実績の見込み及び拠出額の決定によるものです。以下に事項別明細書を添付しておりますのでご覧ください。

続きまして、議案第42号、平成29年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。本案は、歳入歳出それぞれ593万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2, 017万5千円といたすものです。1枚おはぐりください、歳入における主な内容は、診療報酬の減額2, 213万7千円です。一般会計繰入金1, 200万円、財政調整基金繰入金1, 282万1千円を増額しております。診療報酬は、外来患者数の減少に伴い減少となっております。1枚おはぐりください、歳出における主な内容ですが、総務費577万8千円の減額です。これは、職員の退職に伴う賃金等の減額となっております。以下、事項別明細書を添付しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第43号です。平成29年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。本案は、歳入歳出それぞれ545万1千円を増額し、歳入歳出予算の増額をそれぞれ6億1, 715万円といたすものであります。1枚おはぐりください、歳入におきます主な内容は、支払基金交付金44万3千円、国庫支出金322万円、県支出金180万円を増額するものです。これは、介護給付費の交付金・負担金の増額によるものです。1枚おはぐりください、歳出における主な内容ですが、保険給付費748万4千円の増額、これは、主に施設介護サービス給付費が増額したことによるものです。また、前年度の精算及び基金費として、諸支出金1, 278万8千円を増額しております。これは、予備費を減額して調整いたすものです。以下、事項別明細書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第44条です。平成29年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）です。本案は、歳入歳出それぞれ135万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5, 505万7千円とするものです。1枚おはぐりください、歳入におきまして、一般会計の繰入金を74万7千円増額、公営企業債を210万円減額しております。1枚おはぐりください、歳出におきまして、施設整備費を135万3千円減額しております。いずれも、あやめのリフト車を購入したことに伴います精算によるものでございます。

続きまして、議案第45号、平成29年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。本案は、歳入歳出それぞれ20万2千円を減額いたし、歳入歳出予算の総額

をそれぞれ4,926万4千円といたすものであります。1枚おはぐりください、歳入におきます主な内容は、保険料25万1千円を増額、繰入金45万3千円の減額となっております。1枚おはぐりください、歳出における主な内容ですが、総務費8万9千円の減額、後期高齢者医療の広域連合がありまして、そこに納付をする金額がありますが、こちらを8万4千円増額、予備費を19万7千円減額をして調整をいたしております。いずれも医療費の実績見込みによる補助金、そして納付金の額の確定によるものです。以上、5議案につきまして、ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 加藤奥大山まちづくり推進課長。

○奥大山まちづくり推進課長（加藤 邦樹君） 失礼します。議案第46号、平成29年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ556万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,393万6千円とするものでございます。1枚おはぐりください、歳入につきまして補正いたします内容は、使用料及び手数料の使用料400万円の減額、その下の諸収入、雑入を156万5千円減額補正いたすものでございます。1枚おはぐりください、歳出につきましては、索道管理費の116万5千円の減額、予備費を440万円減額するものです。これは、当初歳入目標より索道使用料の収入減の見込みによるものでございます。以下、事項別明細書をご覧いただきまして、ご審議の上ご承認を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（川上 富夫君） 小林建設課長。

○建設課長（小林 健治君） 失礼いたします。議案第47号、平成29年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明を申し上げます。本案は、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ4,441万8千円を減額し、予算の総額を2億3,035万円といたすものでございます。1枚おはぐりください、歳入につきまして主な内容ですが、国庫支出金を900万5千円減額、繰入金を230万6千円増額、町債を3,600万減額補正いたすものです。1枚おはぐりください、歳出につきまして主な内容ですけれども、総務費47万1千円を増額、水道事業費を4,500万9千円を減額補正いたすものであります。これは、主なものとしまして、時間外手当の増額、それから水道事業費につきましては、水道の補助金が本省繰越予算でありますので、繰越すには、事故繰越ということになりますが、それには該当しないということでございますので、年度内精査による減額でございます。なお、次年度は残り分を上乗せして要望をしております。第2表の地方債補正であります、右の欄に補正後の額を記載しております。水道事業の減額に伴いまして、簡易水道事業債の限度額7,020万を5,220

万円に減額、辺地対策事業債の限度額の6,160万円を4,360万円に減額補正いたすものでございます。

続きまして、議案第48号、平成29年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。本案は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ161万円を追加し、予算の総額を1億5,058万1千円といたすものでございます。1枚おはぐりください、歳入につきましては、繰入金161万円を増額補正いたすものです。1枚おはぐりください、歳出につきましては、総務費161万円を増額補正いたすものです。これは、時間外手当の増額によるものでございます。

続きまして、議案第49号、平成29年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万円を減額し、予算の総額を239万4千円といたすものでございます。1枚おはぐりください、歳入につきましては、財産収入を15万円減額いたすものでございます。1枚おはぐりください、歳出につきましても、財産区管理会費の負担金補助及び交付金を15万円減額いたすものでございます。財産収入の15万円を減額補正いたすものでございます。これは、土地立木売払収入が発生しなかったことによるものでございます。以下、事項別明細書をご覧いただきまして、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(川上 富夫君) 以上、提案理由説明が終了いたしました。

続きまして、これより、日程第4、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正について、及び日程第20、議案第24号、平成28年災下蚊屋ダム施設災害復旧工事(201/50)委託変更契約の締結について、以上、2件を議題として本案の審議を先議いたします。

日程第4、議案第8号、江府町課室設置条例の一部改正について。

議案第8号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長(川上 富夫君) 質疑ですか。はい、質問を認めます。2番、川端登志一議員。

○議員(川端 登志一君) よろしいです、取り下げます。

○議長(川上 富夫君) いいですか。質疑は無しと認めます。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長(川上 富夫君) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 8 号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 20、議案第 24 号、平成 28 年災下蚊屋ダム施設災害復旧工事（201/50）委託変更契約の締結について。

議案第 24 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 24 号、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 46 予算特別委員会の設置について

○議長（川上 富夫君） 日程第 46、予算特別委員会の設置について。

おはかりいたします。議長発議として、新年度予算議案の件は、特別委員会を設置して審査を行いたいが、これの設置について、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して審査することに決しました。

おはかりします。議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第 5 条の規定により、一般会計予算特別委員会として 5 名、特別会計予算特別委員会として 5 名、これをもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ご異議なしと認めます。よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、三好晋也議員、阿部朝親議員、川端雄勇議員、森田哲也議員、川上富夫の5名。特別会計予算特別委員会委員には、三輪英男議員、川端登志一議員、長岡邦一議員、上原二郎議員、空場語議員の5名、以上を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 異議なしと認めます。よって所属委員は、議長指名のとおり決しました。

では、ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで、報告をいただきたい。暫時この場で休憩いたします。

午前11時26分休憩

.....
午前11時27分再開

○議長（川上 富夫君） 再開いたします。

では、各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、三好晋也議員、副委員長、阿部朝親議員。特別会計予算特別委員会委員長、三輪英男議員、副委員長、川端登志一議員の以上であります。

では、各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託いたします。

一般会計予算特別委員会は、議案第26号を、特別会計予算特別委員会は、議案第27号から、議案第39号までの13件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

----- . ----- . -----
日程第47 陳情書の処理について

○議長（川上 富夫君） 日程第47、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました「請願・陳情文書表」のとおりです。

おはかりします。陳情第1号は、総務経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は、総務経済常任委員会に付

託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前11時29分散会
